

重要事項説明書

社会福祉法人相川教道福祉会

相川保育園

相川保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人相川教道福祉会
所在地	甲府市小松町 316
電話番号	055-253-7390
代表者氏名	理事長 山本 元家

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	相川保育園
施設の所在地	甲府市小松町 316
連絡先	電話番号055-253-7390 FAX055-254-3165
管理者	園長 山本 宏
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 50 満1歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 10人
開設年月日	平成13年3月22日
事業開始年月日	昭和47年4月1日・平成13年5月1日
メールアドレス	aikawa@kofu.hoikuen.mia.ne.jp

3 サービスの目的・運営方針

相川保育園(以下園という。)は、以下の運営方針に基づき、乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設です。

乳幼児の福祉を積極的に増進し、常に豊かな人間性を持った子供を育成することを目的にしています。

- (1) 園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、

園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,681.07 m ²
	園庭	1,067.45 m ²
園舎	構造	鉄骨瓦葺造
	延べ面積	693.58 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ひまわり組(5歳児)・さくら組(4歳児) たんぽぽ組(3歳児)・すみれ組(2歳児)
遊戯室(ホール)	1室	3歳以上児(異年齢交流昼食会場兼務)
調理室	1室	
園長室	1室	
事務室	1室	
会議室	1室	
職員休憩室	1室	
地域子育て支援センター	1室	別棟
放課後児童クラブ	2室	別棟

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		理事長
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	14	11	3	
栄養士	2	2		調理兼務
職種	員数	常勤	非常勤	備考
子育て支援センター(保育士)	2	1	1	

放課後児童クラブ(保育士)	3	1	2	派遣
嘱託医師			2	内科・歯科

園では、「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年12月27日山梨県条例第63号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）
副園長	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）
副主任保育士	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）
保育士	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8:30~17:30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

□ 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要

な場合は、19時までの(平日)範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となる場合もあります)。

□ 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時(平日)まで又は7時から18時までの(土曜)範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となる場合もあります)。

8 提供する保育等の内容

園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 情操教育

園では子供たちの負担にならない範囲内において下記の情操教育を実施しております。

英語教室	週の火曜日	月2回	4歳・5歳	月600円
体操教室	週の金曜日	月2回	3歳・4歳・5歳	月500円
書道教室	週の金曜日	月2回	5歳	月1000円

*スイミングスクールにおいては希望者のみ実施(4歳・5歳)費用については実費

(3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用者負担有)

(4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	10時30分頃	14時20分頃	
1歳児	10時00分頃	10時30分頃	14時20分頃	
2歳児	10時00分頃	10時30分頃	14時20分頃	
3歳児		11時00分頃	14時50分頃	
4歳児		11時00分頃	14時50分頃	
5歳児		11時00分頃	14時50分頃	

※ 献立表は毎月各家庭にお便りで別途お知らせします又、保育園のホームページでもご覧になれます。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
除去食を提供いたします。

(5) その他

一時保育については、事業を休止しております。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、

医療機関の名称	志鎌整形医院
医 院 長 名	志鎌明大
所 在 地	甲斐市長塚 2
電 話 番 号	055-277-6761

(2) 歯科

医療機関の名称	渡辺歯科医院
医 院 長 名	渡辺富裕
所 在 地	甲府市朝日 1-7-14
電 話 番 号	055-253-3745

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する(家庭調書より)医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

甲府国立病院	055-253-6131
県立中央病院	055-253-7111
甲府共立病院	055-226-3131
山梨病院	055-252-8831
甲府脳外科病院	055-235-0995
二ノ宮眼科医院	055-252-1003
大石耳鼻咽喉医院	055-253-5641

*平成 27 年 4 月 1 日現在児童のかかりつけの医療機関、及び、緊急連絡先の登録については各家庭から提出していただいた家庭調書を使用する。

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 主任保育士 山本かほる・相談解決責任者 園長 山本 宏・ご利用時間 8:30~5:30・電話番号 055-253-7390F A X 055254-3165 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員	早川 武	電話番号 055-251-1879
		役職・肩書等 元民生児童委員
	飯島 修	電話番号 055-252-6758
		役職・肩書等 法人の監事、県議会議員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・防犯・地震・風水害規程により対応いたします。
防災・防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・非常用階段・滑り台有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・警察に直接つながる(110)非常通報装置設置 ・園舎の警備総合警備保障株(ALSOK) ・防犯カメラ 2箇所設置(玄関・園庭)
避難・消火・防犯訓練	避難及び消火・防犯の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園児賠償保険(東京海上日動・日本スポーツ振興センター)
保険の内容	死亡・怪我・生産物
保険金額	死亡・怪我(最高 2 億円)生産物(最高 2 億円)

※詳しくは、別途配布する「園児賠償保険のしおり」を御確認ください。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：相川保育園

説明者職名：園長

氏名 山本 宏

-

私は、本書面に基づいて相川保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

⑩

児童から見た続柄：

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
英語教育に係る費用	情操教育 4歳 5歳 部外講師謝礼	月 600 円
書道教育に係る費用	情操教育 5歳 部外講師謝礼	月 1000 円
体操教育に係る費用	情操教育 3歳 4歳 5歳 部外講師謝礼	月 500 円
給食費(主食代) 3歳・4歳・5歳	2号認定にかかる主食代	月 850 円

※園バス利用については希望者実費・スイミング利用者についても希望実費

2 時間外保育に係る利用者負担

時間外保育事業に係る利用者負担に係る取扱いについては、現在検討中。

3 子育て支援センター利用者

初回(体験)無料・1回目~5回目まで各 200 円・6回目より無料(1ヶ月利用 1000 円)

4 児童クラブの利用者おやつ代

各家庭より毎月 2500 円

※ 園は、上記費用の支払を受けた場合(領収書希望者)には、領収証を交付する。

保護者各位

相川保育園
園長山本 宏

個人情報保護に関する法律についてお願い

相川保育園では、「個人情報保護法」(当法律対象外の情報量ではありますが)に基づき、お子様や保護者ならびにご家庭の個人情報を大切に正しく扱う責任の重要性をふまえ、皆様からお預かりしている個人情報の利用について、ご説明させていただきます。

つきましては、下記の事項をご一読の上、ご同意くださり、ご署名頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1、個人情報とは、

相川保育園では、生存する個人を特定や識別できる情報を個人情報として捉えており、園児氏名、住所、電話番号、性別、保育指導記録(成長の記録を含む)、ご家族氏名、金融機関口座番号、役所への提出関係資料などを個人情報として使用させていただいております。

2、利用目的

相川保育園では、ご提示いただいた個人情報を下記のように使用させていただいております。

- (1) 保育指導や記録、家庭状況の把握、通知や連絡、集計、管理、保育料等のご請求に関する事務処理又、役所へ提出する事務処理などのため
- (2) 入所手続き、その他保育サービスの提供のため

3、第三者提供について

相川保育園では、以下の場合を除き、ご提示いただいた個人情報を第三者へ提供することはありません。

- (1) 本人の同意があるとき
- (2) 法令、法律による要請があるとき
- (3) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全育成のため、関係機関から要請があるとき
- (5) 国の機関より要請があるとき。

上記の1~3の事項につきまして、同意します。

平成 年 月 日

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印 _____

この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正